

「大阪市立総合医療センター職員食堂運営管理業務委託」に係る
公募型企画競争随意契約方式による受託業者の選定について

令和8年8月28日

地方独立行政法人大阪市民病院機構
理事長 清水 貞利

1 目的

この要項は、「大阪市立総合医療センター職員食堂運営管理業務委託」について、その受託業者を公募型企画競争随意契約方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名称及び内容

名 称 : 大阪市立総合医療センター職員食堂運営管理業務委託
業務内容 : 詳細については、別紙「仕様書」のとおり

3 業務委託費

月額金 2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

4 契約期間

令和8年12月1日から令和9年11月30日まで

ただし、運営状況が良好で、仕様書記載事項、募集要項記載事項に反しない場合に限り、当初契約開始日から5年を超えない範囲で更新（1回の更新における継続期間は1年以内とする。）することができる。

5 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当し、本機構の入札参加資格において、その資格を認められた者は本業務に係る企画競争に参加することができる。

- （1）本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと、及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること
- （2）参加申請時において、大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- （3）参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- （4）国税（法人税）及び市税（法人住民税、固定資産税、都市計画税）の未納がないこと
- （5）病院内の食堂営業（100席以上）について、3年以上の運営実績があること。
- （6）大阪市内において、公示日から過去1年間に食品衛生法等の法令による行政処分を受けていないこと。

6 質問事項及び回答について

- （1）仕様書の内容等に関する質問については、メール本文に質問内容を記載し、下記メールアドレスあてに送信すること。電話、文書等では受付しないものとする。

- (2) 受付期間 掲示の日から令和8年9月7日（月）午後5時まで
- (3) 受付メールアドレス：nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp
件名は、「大阪市立総合医療センター職員食堂運営管理業務委託」とすること。
- (4) 受け付けた全ての質問について、令和8年9月9日（水）付け（予定）で、大阪市民病院機構ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

7 参加申請書類等の交付

- (1) 交付期間 掲示の日から令和8年9月11日（金）まで
- (2) 交付場所 地方独立行政法人大阪市民病院機構ホームページに掲載する。

8 参加申請書等の提出について

(1) 申請書類

- ア 参加申請書兼誓約書（様式第1号）
- イ 実績報告書（様式第2号）
- ウ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の全部事項証明（履歴事項証明）（写し可）
- エ 印鑑証明書（原本）
- オ 納税証明書（写し可）（※）
- カ 使用印鑑届

各種証明書（ウ、エ、オ）については発行後3か月以内のもの

※未納税額がないことの証明書

- ①国税（法人税）（その3）（令和7年度分）
- ②法人市民税（事業年度で直近のもの）
- ③固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（令和7年度分）

令和7年1月1日現在、固定資産（土地・家屋）を所有していない場合は不要

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 大阪市都島センタービル5階
地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）

(4) 提出期限

令和8年9月11日（金）17時（必着）（土曜日及び日曜・祝日は受付を行わない）

(5) 提出場所

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 大阪市都島センタービル5階
地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）
※提出期限までに必要な書類一式を持参または郵送等（書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）により提出すること

9 現地説明会

現地の見学は可能であるが、現行の事業者が営業中であるため、見学を希望する場合は事前に申し込むこと。見学時間は概ね30分程度とし、参加は1事業者につき2名までとする。

なお、現地の見学は企画競争参加のための必須条件ではない。

詳細については募集要項8.の（3）を確認すること。

10 指名通知について

本業務に係る公募型企画競争に参加する資格を有する者に、令和8年9月14日（月）（予定）に指名通知書を発行する。ただし、3社以上からの参加申請があった場合は企画提案書提出後に書類選考を行いプレゼンテーション及び試食会の対象となる提案者を選定する。

なお、プレゼンテーション及び試食会の開催予定日時等については、別途通知する。

11 提案書の受付について

- (1) 日時 提出期限 令和8年9月17日（木）17時（必着）
 受付時間 9時から17時まで（12時15分から13時までの間を除く。）
- (2) 提出物 提案書（様式第3号）
- (3) 提案書本文の様式、提出部数、及び提出方法については、募集要項のとおり
- (4) 提出場所 8（3）に同じ。
- (5) 提案書等の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

12 書類選考の結果について

3者以上からの参加申請があった場合は書類選考を行い、プレゼンテーション及び試食会の対象とならなかった提案者には書面にて通知する。

13 プレゼンテーション、及び試食会の開催について

- プレゼンテーション 令和8年9月下旬（書類選考通過者のみ）
- 試食会 令和8年9月下旬～10月上旬（書類選考通過者のみ）

14 契約相手方の決定方法等

- (1) 大阪市民病院機構内に「大阪市立総合医療センター職員食堂運営事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を設置し、評価項目に基づき審査・採点の上、最も合計点数の高い提案を行った業者を、採用候補者として選定する。ただし、最も合計点数の高い応募者が複数ある場合は、くじ引きにより決定する。
- (2) 選定結果について
採否にかかわらず通知する。令和8年10月中旬～下旬（予定）

15 無効となる提案書

提案書が次の条件の一つにでも該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び期限等の条件に適合しない提案書
- (2) 虚偽の記載がある提案書
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 募集要項9.（3）失格事由に該当する場合
- (5) プレゼンテーション後、業者決定までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置、又は大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした提案とみなし無効とする。

16 保証等の要否

- (1) 契約保証金 要
（ただし、地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第44条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。）

- (2) 保証人 不要
- (3) 契約書作成の要否 要

17 その他

- (1) 業者決定後、契約締結までに決定業者が大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (3) 契約の相手方に決定されたときは、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に準拠し、遅滞なく大阪市立総合医療センター総務部財務課に誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、その者に係る業者決定は無効とする。

18 契約担当

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号（大阪市都島センタービル5階）
地方独立行政法人大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター 総務部財務課（契約管財）
電話 06-6929-3605

19 事業担当

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号（大阪市都島センタービル5階）
地方独立行政法人大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター 総務部総務課（労務）
電話 06-6929-3685